

※※ 第	号	※市 町 村 受 付 年 月 日	令和				
児童扶養手当認定請求書							
あなたのことについて	① ふりがな氏名・性別	くもと はなこ 熊本 花子	③ 生年月日	大正 昭和 60・10・10 生 平成	④ 障がいの有無	ある・ない	
	② 個人番号	0123-0123-0123	⑤ 配偶者の有無	ある・ない	⑥ 住所	〒 861 - 8601 熊本市中央区手取本町1番1号 手取アパート101号室	
	⑧ 職業又は勤務先名	熊本市役所 Tel 096 (328) 2111	所在地	熊本市中央区 手取本町1番1号	⑦ 受給者区分	母又は父 養育者 孤児養育者	
	⑩ 支払希望金融機関	金融機関名 支店名 金融機関CD 支店CD 口座番号 口座名義人(カナ)	肥後銀行 本店営業部 01821010123456	クマモト ハナコ	⑨ 養育費の取 決めの有無	ある・ない	
	⑪ 公的年金受給状況	受けることができる } 種類 支給停止 } 受けることができない } 基礎年金番号・年金コード () 年額 () 円	⑫ 児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況	受けることができる } 種類 支給停止 } 受けることができない } 年額 () 円			
	⑬ 児童の氏名(生年月日)	くもと いちろう 熊本 一郎					
	⑭ 個人番号	ある・ない					
	⑮ 請求者と同居の続柄	同居 別居 長男 同居 別居					
	⑯ 障がいの状態の有無	ある・ない					
	⑰ 障がいの状態について(該当するものに○をする)	イ 離婚 ロ 死亡 ハ 障がい ニ 生死不明 ホ 遺棄 ヘ 保護命令 ト 拘禁 チ 未婚 リ その他					
児童のことについて	⑱ 父(ふりがな)氏名 生年月日	くもと たろう 熊本 太郎 昭和60.8.10					
	⑲ 母(ふりがな)氏名 生年月日	くもと はなこ 熊本 花子 昭和60.10.10					
	⑳ 児童が父若しくは母の死亡により受けることができる公的年金・遺族補償の受給状況又は児童が加算対象となっている父若しくは母の公的年金の受給状況	受けることができる } 種類 支給停止 } 受けることができない } 基礎年金番号・年金コード () 年額 () 円	受けることができる } 種類 支給停止 } 受けることができない } 基礎年金番号・年金コード () 年額 () 円	受けることができる } 種類 支給停止 } 受けることができない } 基礎年金番号・年金コード () 年額 () 円			
	㉑ あなたが障害基礎年金等を受けるとき	あなたが受けることができる公的年金(児童を有する者に係る部分に限る。)の受給状況	受けることができる } 種類 支給停止 } 受けることができない } 基礎年金番号・年金コード () 年額 () 円	受けることができる } 種類 支給停止 } 受けることができない } 基礎年金番号・年金コード () 年額 () 円	受けることができる } 種類 支給停止 } 受けることができない } 基礎年金番号・年金コード () 年額 () 円		
	㉒ 身体障害者手帳の番号及び障害等級						
	㉓ 公的年金の種類・障害等級						
	㉔ 父又は母の職業又は勤務先						
	㉕ 児童の氏名(生年月日)						
	㉖ 個人番号						
	㉗ 請求者と同居の続柄						

裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※は記入する必要はありません。
字は楷書ではっきり書いてください。記名押印に代えて署名することができます。

児童手当	子ども医療	管轄区
済・未	済・未	北・西・中央・東・南

処理経過			
入力	二次審査	一次審査	受付

あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について			
24 平成・令和 年分所得	25 請 求 者	26 配 偶 者	27 扶 養 義 務 者 (請 求 者 と の 続 柄)
氏 名			水前寺 フネ (母) ()
28 個 人 番 号			1234-5678-9101
29 同一生計配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数(請求者については、⑦70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数⑧特定扶養親族の数⑨16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))	(④) 人	() 人	() 人
30 29以外で前年(又は前々年)の12月31日において請求者によって生計を維持していた児童	(⑤) 人	() 人	() 人
31 児童扶養手当法施行令第4条第1項による所得の額			
32 児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の額			
母又は父に対し支払われた額			
母又は父に対し支払われた額の8割相当額 A			
児童に対し支払われた額			
児童に対し支払われた額の8割相当額 B			
合計 A + B			
33 障 害 者 控 除	(普通 人)(特別 人)	(普通 人)(特別 人)	(普通 人)(特別 人)
34 寡婦控除・寡婦控除特別加算額(請求者が母の場合は控除しない)、寡夫控除(請求者が父の場合は控除しない)、勤労学生控除等	寡・寡特・勤・寡・寡特・勤・寡・寡特・勤・寡・寡特・勤・寡・寡特・勤・寡・寡特・勤		
35 雑 損 控 除			
36 医 療 費 控 除			
37 小規模企業共済等掛金控除			
38 配偶者特別控除			
39 地方税法附則第6条第1項による免除(肉用牛の売却による事業所得)			
児童扶養手当法施行令第4条第1項による控除(社会保険料等相当額)	80000	80000	80000
40 控除後の所得額			
所得制限限度額	全部支給		
	一部支給		

関係書類を添えて、児童扶養手当の受給資格の認定を請求します。
受給資格の有無及び所得に関して公簿で確認されることに同意します。また、私に支給される児童扶養手当の請求を熊本市子ども支援課長に委任し、その手当はこの書面記載の私名義の預金口座に口座振替で支払われるよう依頼します。
令和 3 年 4 月 10 日
熊本市長 宛 氏名 熊本 花子

※ 審査 公的年金 あり 種類 25～40の欄及び 照合 なし() その他の事項 上記のとおり相違ありません。
令和 年 月 日 熊本市長 印

添付書類 戸籍 イ 公的年金調書 ロ 診断書・X線フィルム ハ 生死不明証明書 ニ 遺棄申立書・証明 ホ 保護命令決定書 ヘ 拘禁の証明書
住民票 ト 養育費に関する申告書 チ 養育事実の申立書・証明 リ 監護事実の申立書・証明 ス 所得証明書 ル 公的年金給付等受給証明書
ワ 事実婚解消の申立書・証明 ヲ 未婚の母子又は父子の調書 カ 健康保険証の写し その他 ()

備考 児童の父又は母の住所 () 別居日:平成・令和 年 月 日
⑨の欄の事項:平成・令和 年 月から 歳になるまで1人につき月額 () 円 (調停調書・公正証書・口頭・未定)

私は、この請求をもって熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則第6条第2項の規定による認定の申請を行います。
また、受給資格の有無及び所得に関して公簿で確認及び調査されることに同意します。当該受給資格の認定がなされた場合、熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則の規定により支給されるひとり親家庭等医療費助成金の請求を熊本市子ども支援課長に委任し、その助成金はこの書面記載の私名義の預金口座に口座振替で支払われるよう依頼します。

熊本市長 宛 氏名 熊本 花子

(裏 面)

注意

- 1 ⑩の欄は、住所地の金融機関のうちで支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その名称及び口座番号を記入してください。
- 2 ⑪、⑫、⑳及び㉔の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。
- 3 ⑪及び㉔～㉖の欄の「公的年金」とは「遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。また、㉔の欄の「障害基礎年金等」とは、障害基礎年金その他障がいを支給事由とする給付（労働者災害補償保険の障害（補償）年金、傷病（補償）年金等）をいいます。
- 4 ⑯の欄は、児童が児童扶養手当の支給対象となった日以後、あなた（請求者）が当該児童の監護等（あなたが母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ、生計を同じくすること、養育者の場合には養育すること）を始めた年月日を記入してください。
- 5 ⑰及び㉕の欄は、それぞれの父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。
- 6 ㉒の欄は、児童が父若しくは母の死亡により受けることができる「公的年金」若しくは「遺族補償」の受給状況又はあなたが母若しくは養育者である場合であって児童が父に支給される公的年金の額の加算の対象となっているときには父の「公的年金」の受給状況、あなたが父である場合であって児童が母に支給される公的年金の額の加算の対象となっているときには母の「公的年金」の受給状況を記入してください。
- 7 ㉓の欄は、あなたが障害基礎年金等を受けることができる場合に記入いただくものです。あなたが受けることができる公的年金のうち児童を有する者に係る加算に係る部分の受給状況を記入してください。
- 8 ㉗の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合にはあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。
- 9 ㉙の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。
なお、地方税法に定める同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（ ）内に再掲してください。
 - (1) 請求者については、㉑に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㉚に特定扶養親族の数を、㉛に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
 - (2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
- 10 ㉚の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）又は障がいの状態にある20歳未満の者をいいます。
また、前年（1月から9月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の12月31日時点において請求者によって生計を維持していた児童の人数を記入してください。
- 11 ㉛の欄は、前年（1月から9月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。
- 12 ㉜の欄は、請求者が母である場合には、その児童の父から、請求者が父である場合には、その児童の母から、対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母若しくは父又は児童に支払われた額とその金額の8割に相当する額（1円未満四捨五入）を記入し、合計の欄には、それぞれの金額の8割に相当する額の合計額を記入してください。
- 13 ㉝の欄は、寡婦控除、寡婦控除特別加算若しくは寡夫控除（以下「寡婦控除等」という。）又は勤労学生控除を受けた場合は、その額（寡婦控除等のみなし適用を申請する場合は、その額）を記入してください。なお、請求者が母である場合には、寡婦控除及び寡婦控除特別加算の額、請求者が父である場合には、寡夫控除の額は控除しません。
- 14 この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。なお、省略できるものがある場合もありますので、区役所又は総合出張所の人に確認してください。
 - (1) あなたと児童の戸籍の謄本又は抄本とこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
 - (2) 請求者が母であり、児童と同居していない場合には、児童を監護していることを明らかにすることができる書類
 - (3) 請求者が父であり、児童と同居していない場合には、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類
 - (4) 請求者が母又は父以外の者である場合には、児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者が児童を養育していることを明らかにすることができる書類
 - (5) 児童又は児童の父若しくは母が障がいの状態にある場合には、医師又は歯科医師の診断書、次の傷病によるときは、エックス線直接撮影写真
呼吸器系結核・肺えそ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゅう・骨又は関節結核・骨ずい炎・骨又は関節損傷・その他認定又は診査に際し必要と認められるもの
 - (6) 次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類
（ア）父又は母が生死不明の場合
（イ）父又は母が1年以上遺棄している場合
（ウ）父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた場合
（エ）父又は母が1年以上拘禁されている場合
 - (7) 本年（1月から9月までの間に請求する人の場合には、前年をいいます。）1月2日以後現住所に転入された方は、㉞から㉟までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書
 - (8) 児童若しくは請求者が公的年金若しくは遺族補償等を受けることができる場合又は児童が公的年金の加算の対象となっている場合には、その給付を行う者の証明書
 - (9) 請求者（母又は父を除く。）又はその扶養義務者に関し、寡婦控除等のみなし適用を希望する場合は、その事実を明らかにすることができる書類（当該者の戸籍の謄本又は抄本等）
 - (10) このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは区役所又は総合出張所の人に聞いてください。
- 15 この請求書について分からないことがありましたら、区役所又は総合出張所の人によく聞いてください。

◎ 虚偽の内容を記載した場合には、手当額の全部又は一部の返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。

※10及び11において、「1月から6月まで」と記載

※14 (7) において、「㉞から㉟まで」と記載